

改正後	現行
<p>[総括事項] ～ [音声・言語・そしゃく機能障害] (略)</p> <p>[肢体不自由]</p> <p>(肢体不自由全般)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>(質疑)</p> <p>7. <u>膝関節の機能障害において、関節可動域が10度を超えていても、高度な屈曲拘縮や変形により、支持性がない場合、「全廃」(4級)として認定することは可能か。</u></p> <p>(回答)</p> <p><u>関節可動域が10度を超えていても支持性がないことが、医学的・客観的に明らかな場合、「全廃」(4級)として認定することは差し支えない。</u></p> <p>8～9 (略)</p> <p>(上肢不自由) ～ (脳原性運動機能障害) (略)</p>	<p>[総括事項] ～ [音声・言語・そしゃく機能障害] (略)</p> <p>[肢体不自由]</p> <p>(肢体不自由全般)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>(質疑)</p> <p>7. <u>人工骨頭又は人工関節について、</u> <u>ア. 下肢不自由においては、関節の「全廃」として認定されることとなっているが、上肢不自由においても関節の「全廃」として認定可能か。</u> <u>イ. 疼痛軽減の目的等から人工膝単顆置換術等により、関節の一部をUKAインプラントの挿入によって置換した場合も、人工関節を用いたものとして、当該関節の「全廃」として認定できるか。</u></p> <p>(回答)</p> <p><u>ア. 可能と考えられる。</u> <u>イ. 認定基準における「人工関節を用いたもの」とは、関節の全置換術を指しており、骨頭又は関節臼の一部にインプラント等を埋め込んだ場合は、人工関節等に比べて一般的に予後がよいことから、人工関節等と同等に取り扱うことは適当ではない。この場合は、ROMやMMT等による判定を行うことが適当である。</u></p> <p>8～9 (略)</p> <p>(上肢不自由) ～ (脳原性運動機能障害) (略)</p>

改正後	現行
<p data-bbox="180 230 405 264">[心臓機能障害]</p> <p data-bbox="167 282 338 315">1～3 (略)</p> <p data-bbox="180 389 272 423">(質疑)</p> <p data-bbox="167 443 778 477">4. <u>ペースメーカーを植え込みしたもので、</u></p> <p data-bbox="193 497 778 797"><u>「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」(1級)、「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」(3級)、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」(4級)はどのように判断するのか。</u></p> <p data-bbox="180 871 272 904">(回答)</p> <p data-bbox="189 925 778 1010"><u>(1) 植え込み直後の判断については、次のとおりとする。</u></p> <p data-bbox="189 1030 778 1384"><u>「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」(1級)とは、日本循環器学会の「不整脈の非薬物治療ガイドライン」(2011年改訂版)のクラスⅠに相当するもの、又はクラスⅡ以下に相当するものであって、身体活動能力(運動強度:メッツ)の値が2未満のものをいう。</u></p> <p data-bbox="189 1404 778 1648"><u>「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」(3級)とは、同ガイドラインのクラスⅡ以下に相当するものであって、身体活動能力(運動強度:メッツ)の値が2以上4未満のものをいう。</u></p> <p data-bbox="189 1668 778 1912"><u>「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」(4級)とは、同ガイドラインのクラスⅡ以下に相当するものであって、身体活動能力(運動強度:メッツ)の値が4以上のものをいう。</u></p>	<p data-bbox="812 230 1037 264">[心臓機能障害]</p> <p data-bbox="799 282 970 315">1～3 (略)</p> <p data-bbox="812 389 904 423">(質疑)</p>

改正後	現行
<p><u>(2) 植え込みから3年以内に再認定を行うこととするが、その際の判断については次のとおりとする。</u></p> <p><u>「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」(1級)とは、身体活動能力(運動強度:メッツ)の値が2未満のものをいう。</u></p> <p><u>「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」(3級)とは、身体活動能力(運動強度:メッツ)の値が2以上4未満のものをいう。</u></p> <p><u>「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」(4級)とは、身体活動能力(運動強度:メッツ)の値が4以上のものをいう。</u></p>	
<p>(質疑)</p> <p><u>5. ペースメーカを植え込みした者、又は人工弁移植、弁置換を行った者は、18歳未満の者の場合も同様か。</u></p>	<p>(質疑)</p> <p><u>4. 人工ペースメーカを装着した者、又は人工弁移植、弁置換を行った者は、術前の状態にかかわらず、すべて1級として認定してよいか。また、18歳未満の者の場合も同様か。</u></p>
<p>(回答)</p> <p><u>先天性疾患によりペースメーカを植え込みした者は、1級として認定することとしており、その先天性疾患とは、18歳未満で発症した心疾患を指すこととしている。したがって、ペースメーカを植え込みした18歳未満の者は1級と認定することが適当である。</u></p> <p><u>また、弁移植、弁置換術を行った者は、年齢にかかわらずいずれも1級として認定することが適当である。</u></p>	<p>(回答)</p> <p><u>年齢にかかわらず、いずれも1級として認定することが適当である。これらは緊急事態を予測して装着するものであり、かつ、これらを取り外すことは生命の維持に支障をきたすのが一般的であることから、認定に当たっては、術前の状態にかかわらないこととしたものである。</u></p>

改正後	現行
<p>(質疑)</p> <p>6. 体内植込み(埋込み)型除細動器(ICD)を装着したの<u>ものについては、ペースメーカを植え込みしているものと同様に<u>取り扱うのか。</u></u></p>	<p>(質疑)</p> <p>5. 体内植込み(埋込み)型除細動器(ICD)を装着したの<u>ものについては、人工ペースメーカを装着しているものと同様に<u>1級として認定して差し支えないか。</u></u></p>
<p>(回答)</p> <p><u>同様に<u>取り扱うことが適当である。</u></u></p>	<p>(回答)</p> <p><u>体内植込み(埋込)型除細動器(ICD)や頻拍停止型の人工ペースメーカを装着したの<u>ものについても、1級認定することは適当である。</u></u></p>
<p>(質疑)</p> <p>7. 発作性心房細動のある「徐脈頻脈症候群」の症例に<u>ペースメーカを植え込んだが、その後心房細動が恒久化し、事実上ペースメーカの機能は用いられなくなっている。この場合、再認定等の際の等級は、どのように判定すべきか。</u></p>	<p>(質疑)</p> <p>6. 発作性心房細動のある「徐脈頻脈症候群」の症例に<u>人工ペースメーカを埋め込んだが、その後心房細動が恒久化し、事実上人工ペースメーカの機能は用いられなくなっている。この場合、再認定等の際の等級は、どのように判定すべきか。</u></p>
<p>(回答)</p> <p><u>認定基準の18歳以上の1級の(イ)「ペースメーカを植え込み、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患によりペースメーカを植え込みしたもの」、3級の(イ)「ペースメーカを植え込み、家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」及び4級の(ウ)「ペースメーカを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」の規定には該当しないものとして、その他の規定によって判定することが適当である。</u></p>	<p>(回答)</p> <p><u>認定基準の18歳以上の1級の(イ)「人工ペースメーカを装着したもの」の規定には該当しないものとして、その他の規定によって判定することが適当である。</u></p>
<p><u>8～10 (略)</u></p> <p>[じん臓機能障害]～[肝臓機能障害] (略)</p>	<p><u>7～9 (略)</u></p> <p>[じん臓機能障害]～[肝臓機能障害] (略)</p>